破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４７号
埼玉県所沢市大字山口1208番地の１　オーヴェルジュソレイユ101
破産者　根本　友二
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６号
福岡県福岡市東区千早５－４－５　ヒルクレスト千早1302、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市田上２丁目35番５号
破産者　岡田　厚人
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
仙台市若林区かすみ町33番20号
破産者　飯島　英樹
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
福島市東中央１丁目15番地の２　チサンマンション東中央201
破産者　渡辺　秀一
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１６０８号
横浜市中区山下町73番地　アクティ横浜山下町201号室
破産者　小倉　昌樹
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
愛媛県今治市近見町３丁目４番43号、開始決定時の住所愛媛県今治市広紹寺町１丁目４番９号
破産者　羽藤由美子
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２９号
秋田県湯沢市稲庭町字小沢58番地
破産者　佐藤　　武
１　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
２　一般調査期日　平成28年11月１日午前10時30分
平成28年８月３日　秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第５１２７号
大阪府八尾市宮町４－４－22フレシール宮町201、開始決定時大阪府八尾市青山町２丁目６番14号
破産者　豊田　勤士
１　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
２　一般調査期日　平成28年10月14日午後２時
平成28年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第３５３６号
大阪市西区京町堀２丁目４番１－2502号
破産者　境　　高彦
１　期日　平成28年９月14日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第１９２８号
大阪府大東市深野北１丁目13番24号
破産者　永尾　智彦
異議申述期間　平成28年９月30日まで
平成28年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３５８８号
岐阜県岐阜市西荘１丁目８－１－1002、申立て時の住所東京都港区港南２丁目16－８－1506
破産者　大坪　典子
免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
平成28年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第９号
さいたま市大宮区宮町１丁目40番地
清算株式会社　株式会社ニコニコ堂楽器店
代表清算人　石井　秀夫
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（ヒ）第１０号
さいたま市大宮区宮町１丁目40番地
清算株式会社　株式会社まるひで
代表清算人　石井　秀夫
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２７年（再）第２号
長崎市八千代町１番15号
再生債務者　株式会社坂口工業
１　投票期間　平成28年９月７日まで及び平成28年９月21日午後３時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成28年９月21日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成28年８月31日
平成28年８月１日　　長崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第９３号
埼玉県川口市江戸袋１丁目１番14号　ヴィンセントハイム壱番館205号
再生債務者　嶋崎光奈子
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月24日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月７日から平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５４号
埼玉県ふじみ野市西２丁目13番３号
再生債務者　遠藤友理子
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月24日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月７日から平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第６２号
埼玉県狭山市大字上奥富37番地の12　ウィンベルソロ309
再生債務者　工藤　義人
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月24日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月７日から平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部